

アナログ規制の見直しへの活用の可能性があるデジタル技術に係る情報提供依頼(RFI: Request For Information)

令和4年12月23日
デジタル臨時行政調査会事務局

1. 背景

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月3日閣議決定)に基づき、デジタル臨時行政調査会事務局は、デジタル技術と規制の見直しの対応関係を整理した「テクノロジーマップ」「技術カタログ」の検討・整備を行うこととしています。

「テクノロジーマップ」は、デジタル技術と見直しの対象となる規制の対応関係を整理するものであり、「技術カタログ」は規制の見直しに活用可能な企業のデジタル技術や活用事例等の詳細な情報を整理するものです。

規制所管省庁が参照可能なこれらの技術情報を整備することで、技術動向を反映した規制の見直しを推進することを目指しています。

現在、「テクノロジーマップ」や「技術カタログ」の整備に向けて、「テクノロジーベースの規制改革推進委員会」において、その整備方針等の検討を進めているところです。

また、規制の見直しに際し適用可能と考えられる技術について、その検証が必要と判断された場合には、技術検証事業を実施することを予定しています(令和4年度補正予算(第2号)テクノロジーマップ整備事業費)。

2. 目的

本 RFI を通じ得られた情報は、

- ・「テクノロジーベースの規制改革推進委員会」における「テクノロジーマップ」や「技術カタログ」の整備方針の検討や、これらの整備を進める際の対象技術領域の検討
- ・「テクノロジーマップ整備事業」における技術検証の対象となる技術領域の検討等に活用する予定です。

3. 本 RFI において求める情報や提案の概要

本 RFI は、デジタル臨時行政調査会事務局で点検を行い、各府省庁と協議し、見直し方針を策定した資料2「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」(法令約10,000条項)について、

これら規制の趣旨・目的に沿う形で、現行のアナログ規制を代替することができると思われるデジタル技術に係る製品・サービス(アナログ規制を代替することができる技術の一端となり得る要素技術(製品・サービス)、複数技術を組み合わせた製品・サービス含む)を対象に、

当該製品・サービスの成熟度や導入実績(ベストプラクティス)等の情報、代替可能と思われる規制、規制を代替しようとする際の最適な検証方法、第三者認証、有益なガイドライン等

の事項について、

関係し得る事業者、学識経験者等から広く情報を収集するものです。

4. 情報提供方法・期限

(1) 情報提供方法

資料を含む情報や提案については、以下の「情報提供フォーム」(Microsoft Forms)に必要な事項を入力、資料を添付・投稿する形で提出・提供してください。

【情報提供フォーム】

[アナログ規制の見直しに活用可能なデジタル技術に係る情報提供依頼 \(office.com\)](#)

(2) 情報提供期限

令和5年1月20日(金曜日)12時

5. 本RFIにおいて求める情報や提案

本RFIにおいて求める情報や提案は、4.(1)の情報提供フォームに掲載される内容のとおりです。以下にもその内容を掲載しております。

(1) 情報提供者の連絡先

ご記載いただいた連絡先へ、追加の情報提供をお願いする場合があります。

(2) 情報提供の対象となる事項

資料2「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」(法令約10,000条項)に掲載される規制の趣旨・目的に沿う形で、現行のアナログ的な手法を代替することができると思われる技術に係る製品・サービス(要素技術(製品・サービス)、複数技術を組み合わせた製品・サービス(例:ドローン+赤外線カメラ+AI分析)の記載も可)

(3) 情報提供依頼事項

[1] 製品・サービスの名称

製品化前の要素技術、複数技術を組み合わせた製品・サービス(例:ドローン+赤外線カメラ+AI分析)の記載も歓迎いたします。

[2] 製品・サービスの社会実装における成熟度(以下の①～③のいずれかを選択)

① [成熟度:高] 既に社会実装され、提供されているデジタル技術に係る製品・サービス

② [成熟度:中] 社会実装に向け、関連の事業者等により検証事業を行っている最中のデジタル技術に係る製品・サービス

③ [成熟度:低] 今後、社会実装に向けた取り組みが検討されているデジタル技術に係る製品・サービス

[3] 当該製品・サービスの活用により代替可能と思われるアナログ規制の類型(以下の①～

⑨のいずれかを選択)※

- ① 目視規制
- ② 実地監査規制
- ③ 定期検査・点検規制
- ④ 常駐・専任規制
- ⑤ 対面講習規制
- ⑥ 書面掲示規制
- ⑦ 往訪閲覧縦覧規制
- ⑧ FD等の記録媒体を指定する規制
- ⑨ その他

[4] 当該製品・サービスの活用により代替可能と思われるアナログ規制の法令等名称・該当条項(資料2の「法令名」(C列)と「条項」(E列)から選択し記入)

[5] 当該製品・サービスの活用により[4]で入力いただいた規制を代替可能と判断された理由

[6] 当該製品・サービスの仕様

[7] 当該製品・サービスの活用事例(ベストプラクティス)・導入実績

[8] 当該製品・サービス紹介に関するウェブサイト URL(製造・販売元ホームページにおける該当ページのURL等)

[9] 当該製品・サービス紹介に関する資料

資料をご提供いただける場合は、「6.(1)お問い合わせ先」に記載のお問い合わせ先までメールでお送りください。

[10] 当該製品・サービスを活用するにあたっての制限事項や使用上の注意点

[11] 当該製品・サービスに関するその他補足事項

[12] 当該製品・サービスを活用するにあたって取得している第三者認証等(適切なセキュリティ要件等)

※本資料末尾の「参考情報」も合わせてご参照ください。

[13] 当該製品・サービスを活用するにあたって[12]で入力いただいた認証等が必要である理由

[14] 当該製品・サービスを活用するにあたって参照すべきガイドラインやガイドブックの名称(適切なセキュリティ要件を検証した手法、関連する標準化(ISO,IEC)又はガイドライン等)

※本資料末尾の「参考情報」も合わせてご参照ください。

[15] 当該製品・サービスを活用するにあたって[14]で入力いただいたガイドラインやガイドブックが有益であると判断された理由

[16] [6]で入力いただいた製品・サービスの仕様において、想定するシステムアーキテクチャ(当該技術を活用したシステム構成図、現規制が影響する箇所、通信方法、データの管理方法等)の内容を示す資料

資料をご提供いただける場合は、「6.(1)お問い合わせ先」に記載のお問い合わせ先までメールでお送りください。

※ アナログ規制の種類の解説

① 目視規制

人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制

② 実地監査規制

人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制

③ 定期検査・点検規制

施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制

④ 常駐・専任規制

（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制

⑤ 対面講習規制

国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制

⑥ 書面掲示規制

国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制

⑦ 往訪問覧縦覧規制

申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるものうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

⑧ F D等の記録媒体を指定する規制

フロッピーディスク(F D)等の個別の記録媒体を指定する規制

(4) 情報提供フォーム入力の上での留意事項

- 本情報提供フォームにおける入力に際し、ページの冒頭に記載される「入力における留意事項」を確認してください。
- 情報提供の対象となる製品・サービス(製品化前の要素技術、複数技術を組み合わせた製品・サービス等に関する情報も歓迎いたします)ごとに、本情報提供フォームに掲載される項目に入力してください。
- 記入可能な項目のみで結構です。
- 一回の投稿あたり、製品・サービスを10件まで入力することが可能です。10件以上の製品・サービスの情報提供を希望する場合は、新たに情報提供フォームに掲載される項目に入力してください(連絡先情報で識別しますので、同じ連絡先で記載してください)。

6. お問い合わせ

(1) お問い合わせ先

デジタル庁 デジタル臨時行政調査会事務局 野澤、茂木、大久保、山口、末廣

E-mail: techmap@digital.go.jp

(2) お問い合わせ方法

お問い合わせは「6. (1) お問い合わせ先」に記載された e-メールアドレスに、お問い合わせ内容を記載した e-メールを送付する形で問い合わせしてください。なお、お問い合わせ e-メールの件名は必ず、「【問合せ】アナログ規制の見直しに活用の可能性のあるデジタル技術」としてください。

7. 情報提供に係る留意事項

(1) 本 RFI とテクノロジーマップ整備事業の関係性

テクノロジーマップ整備事業へ実際に応札する際、本 RFI への対応のために、その技術等提案等の応札内容に対するデジタル庁からの審査結果に、影響を及ぼすものではありません。

(2) 本 RFI に係る費用の負担

本 RFI への対応に係る一切の費用については、すべて情報提供者の負担とします。

(3) 提供された情報・提案の取扱

提出された資料を含む情報・提案については、デジタル庁職員のみで取り扱うものとします。デジタル庁は、情報提供者に無断で、第三者へ開示することはありません。

(4) 本 RFI に係る情報の取扱

本 RFI への対応の過程において、デジタル庁とのやりとりで知り得た情報の全てについて、デジタル庁に無断で、

- 第三者への開示
- 2. 目的に記載される目的外の利用

を禁止するものとします。

(5) 追加の情報提供に関する相談

情報提供された内容によっては、デジタル庁から情報提供者へ追加の情報の提供について、相談させていただく場合があります。

8. 添付資料一覧

資料1__アナログ規制の見直しへの活用の可能性があるデジタル技術に係る情報提供依頼

資料2__「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」(法令約 10,000 条項)

9. 参考公表情報

情報提供に際し、参考となる情報を以下に掲載しております。

特に(1)については、見直し方針を策定した「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」(法令約 10,000 条項)(資料2)に係るデジタル臨時行政調査会事務局における点検作業の経緯や各府省庁と協議結果が記載されているため、是非ご覧ください。

(1) デジタル臨時行政調査会全体の取組の経緯と成果、今後の方向性

【令和4年10月27日デジタル臨時行政調査会(第5回)資料2】

[資料2 デジタル原則に照らした規制の一括見直しの進捗と取組の加速化について \(digital.go.jp\)](#)

【令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会(第6回)資料1】

[資料1 デジタル原則を踏まえた工程表の確定と デジタル規制改革推進のための一括法案 について \(digital.go.jp\)](#)

(2) テクノロジーベースの規制改革推進に向けた取組方針の全体像

【令和4年8月9日デジタル臨時行政調査会作業部会(第12回)資料3】

[テクノロジーマップ整備に向けた技術検証・評価ワーキング・グループの開催に向けて \(digital.go.jp\)](#)

(3) テクノロジーベースの規制改革推進委員会の開催及び技術カタログの先行整備

【令和4年9月28日デジタル臨時行政調査会作業部会(第14回)資料1】

[資料1 テクノロジーベースの規制改革推進委員会の開催及び技術カタログの先行整備 について \(digital.go.jp\)](#)

【デジタル庁 HP_政策_デジタル臨時行政調査会の取組_講習・試験のデジタル化を実現する 瀬品に関する公募結果】

[講習・試験のデジタル化を実現する製品に関する公募結果 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)

(4) テクノロジーベースの規制改革推進委員会における今後の議論及び論点

【令和4年10月3日デジタル臨時行政調査会作業部会テクノロジーベースの規制改革推進委員会(第1回)資料4】

[テクノロジーベースの規制改革推進委員会の検討事項等について \(digital.go.jp\)](#)

【令和4年11月16日デジタル臨時行政調査会作業部会テクノロジーベースの規制改革推進委員会(第2回)資料1】

[テクノロジーベースの規制改革推進委員会今後の議論の方向性及び論点 \(digital.go.jp\)](#)

【令和4年12月1日デジタル臨時行政調査会作業部会テクノロジーベースの規制改革推進委員会(第3回)資料1】

[デジタル臨時行政調査会作業部会 テクノロジーベースの規制改革推進委員会\(第3回\) | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)

本資料_5. (3)[12] 参考情報

適切なセキュリティ要件:

・認証取得した認証名、認証日、認証機関

例) 認証名

- ① ISMS 認証 (ISO/IEC 27001)
- ② ISMS クラウドセキュリティ認証 (ISO/IEC 27017)
- ③ IT セキュリティ評価及び認証 (JISEC)(ISO/IEC15408)
- ④ EDSA (Embedded Device Security Assurance) 認証 (IEC62443)
- ⑤ CCDS (Connected Consumer Device Security) 認証 (CCDS-GR01-2023)

本資料_5. (3)[14] 参考情報

・提示資料の参考例

例) セキュリティ要件や検証手法のガイドライン、関連標準 (ISO, IEC)

- ① ISMS 認証 (ISO/IEC 27001)
 - ・ISO/IEC 27001:2014 (JIS Q 27001:2014)
- ② ISMS 認証 (ISO/IEC 27001)
 - ・ISO/IEC 27017:2015 (JIS Q 27017:2016)
- ③ IT セキュリティ評価及び認証 (JISEC)(ISO/IEC15408)
 - ・評価方法 (CEM v3.1 Release5)「Evaluation methodology Version 3.1 Revision 5」
- ④ EDSA (Embedded Device Security Assurance) 認証 (IEC62443)
 - ・IEC 62443-3-3 Ed. 1.0:2013 (b)
産業用通信ネットワークー ネットワーク及びシステムセキュリティ
ー 第 3-3 部: システムセキュリティ要求事項及びセキュリティレベル
 - ・IEC 62443-4-2 Ed. 1.0:2019 (b)
産業用オートメーション及び制御システムのセキュリティ
ー 第 4-2 部: IACS コンポーネントの技術的セキュリティ要求事項
- ⑤ CCDS (Connected Consumer Device Security) 認証 (CCDS-GR01-2023)
 - ・IoT 機器セキュリティ要件ガイドライン 2023 年版 (CCDS-GR01-2023)
 - ・IoT 機器セキュリティ要件 2023 年版_対策チェックリスト (CCDS-GR01-2023R)
 - ・IoT 機器セキュリティ要件_適合基準ガイドライン 2023 年版 (CCDS-GRC01-2023)